



再任用職員の共済組合・互助会の取扱い

退職後に再任用職員として勤務する場合、勤務時間数により健康保険、年金及び福利厚生等の取扱いが異なります。

	フルタイム勤務 (38 時間 45 分/週)	20 時間以上 (注) ~ 38 時間 45 分未満/週	20 時間未満 (注) /週
健康保険	共済組合加入	協会けんぽ加入	国民健康保険 任意継続組合員 家族の被扶養者 等選択
年金	共済組合加入 ・老齢厚生年金は、再任用期間中は全部または一部が支給停止になります ※ 障害厚生 (共済) 年金については、再任用期間中でも一部を除き、支給されます。 ・再任用期間終了後は、その期間を合算した年金が支給されます (再退職時に退職改定の請求が必要です)	日本年金機構の厚生年金加入 老齢厚生年金等は一部または全額支給停止になる場合があります	被用者年金制度加入なし 老齢厚生年金等は支給されません
	雇用保険の適用を受けて、失業給付を受給すると年金が調整され、職域部分を除いた額が支給停止になります		
掛金	引続き給与から控除されます (短期掛金・介護掛金・厚生年金掛金・退職等年金掛金)	社会保険料が給与から控除されます (健康保険・介護保険・厚生年金)	加入する制度により異なります (厚生年金の負担はありません) (家族の被扶養者となる方の負担はありません)
貸付	特別貸付けが利用できます (臨時に資金を必要とするとき)	利用できません	利用できません
人間ドック	互助会加入者 20,000 円補助 // 未加入者 5,000 円補助 ※ オプション補助あり 前立腺がん検査、子宮頸がん検査 乳がん検査 (超音波・マンモグラフィ)	互助会加入者のみ 15,000 円補助 ※ オプション補助なし	
関東中央病院 人間ドック 脳ドック	利用できます	利用できません	利用できません
婦人科検診	受診できます	受診できません	受診できません
指定遊園施設 利用補助	利用できます	利用できません	任意継続組合員のみ 利用できます
共済組合直営 施設宿泊補助	利用できます	利用できません	
互助会	加入できます (勤務形態は問いません) ・月額 3,000 円 ・現職会員とは事業内容が一部異なります (対象外事業等あり)		⚠️ 加入を希望しない再任用職員は、再任用後の所属の事務担当者に申し出てください。
教職員住宅	引き続き入居可能ですが、辞令の写しの提出が必要となります 内示後、3月中に厚生班 (☎ 043-223-4123) へ連絡		

(注) 他の要件

- ① 月額賃金が 8.8 万円 (年収 106 万円) 以上、② 1 年以上の勤務期間が見込まれている、
 - ③ 従業員が 501 人以上の企業
- 加入する条件に該当するか否かの判断は、再就職先の担当者へ確認してください。